

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月20日
【会社名】	株式会社ミマキエンジニアリング
【英訳名】	MIMAKI ENGINEERING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 久之
【本店の所在の場所】	長野県東御市滋野乙2182番地3
【電話番号】	0268(64)2281 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小林 修
【最寄りの連絡場所】	長野県東御市滋野乙2182番地3
【電話番号】	0268(64)2281 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小林 修
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 3,610,000,000円 引受人の買取引受による売出し 444,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 634,000,000円 (注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社ミマキエンジニアリング 東京支社 (東京都品川区北品川五丁目9番41号TKB御殿山ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,800,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年2月20日(金)の取締役会決議によります。
2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成27年2月20日(金)の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
4. 一般募集、引受人の買取引受による売出し及び本件第三者割当増資とは別に、平成27年2月20日(金)の取締役会において、平成27年4月1日(水)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成27年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割するものであります。
5. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,800,000株	3,610,000,000	1,805,000,000
計(総発行株式)	1,800,000株	3,610,000,000	1,805,000,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 平成27年3月6日(金) 至 平成27年3月9日(月) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年3月12日(木)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.mimaki.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年2月27日(金)から平成27年3月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までを予定しております。したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月2日(月)の場合、申込期間は「自 平成27年3月3日(火) 至 平成27年3月4日(水)」

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年3月4日(水) 至 平成27年3月5日(木)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年3月5日(木) 至 平成27年3月6日(金)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、平成27年3月13日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社八十二銀行 田中支店	長野県東御市田中98番地7

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,197,000株	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、払込期日に払 込取扱場所へ発行価額 と同額を払込むことと いたします。 3. 引受手数料は支払われ ません。 ただし、一般募集にお ける価額(発行価格) と発行価額との差額は 引受人の手取金となり ます。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	241,200株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	201,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	160,800株	
計		1,800,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,610,000,000	21,000,000	3,589,000,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,589,000,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限599,000,000円と合わせた手取概算額合計上限4,188,000,000円について、今後のさらなる事業成長を見据えた開発・生産能力の拡大のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。具体的には、既存の加沢工場の一部を解体・増築する（工期：平成26年10月～平成27年12月）ための資金として1,331,000,000円を平成28年3月末までに、工場用地を取得する（取得時期：平成27年3月）ための資金として1,326,000,000円を平成27年3月に、残額を同用地に工場1棟を新築する（工期：平成27年11月～平成29年1月）ための資金の一部として平成29年3月末までに充当する予定であります。支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて行います。

なお、当社グループの設備投資計画については、本有価証券届出書提出日（平成27年2月20日）現在（ただし、既支払額については平成27年1月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 加沢工場	長野県東御市	日本	工場設備の解体・増築	1,347,980	16,980	増資資金	平成26年 10月	平成27年 12月	約20%増加 (注)3.
			金型	487,208	189,799	自己資金及び 借入金	平成26年 4月	平成27年 3月	(注)2.
当社 新設工場 (名称未定)	長野県東御市	日本	工場用地の取得	1,326,000		増資資金	平成27年 2月	平成27年 3月	約40%増加 (注)3.
			工場設備等の新築	2,160,000		自己資金及び 増資資金	平成27年 11月	平成29年 1月	
			付帯工事	640,000		自己資金及び 増資資金	平成27年 11月	平成29年 1月	

(注)1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、新製品の切替え又は更新のため大きな変動はありません。

3. 完成後の増加能力については、床面積の増加率を基に算定しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年3月2日（月）から平成27年3月5日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	210,000株	444,000,000	長野県東御市 田中 芳子 120,000株 Buford, GA 30518 USA 藤田 正秋 50,000株 長野県上田市 小林 久之 40,000株

(注)1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 売出価額の総額は、平成27年2月13日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値(当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値)に0.90~1.00を 乗じた価格(1円未 満端数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1. 2.	自 平成27年 3月6日(金) 至 平成27年 3月9日(月) (注)3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国各 支店及び 営業所	東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

<http://www.mimaki.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成27年3月13日(金)であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年2月27日(金)から平成27年3月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年3月2日(月)の場合、申込期間は「自 平成27年3月3日(火) 至 平成27年3月4日(水)」

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年3月4日(水) 至 平成27年3月5日(木)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年3月5日(木) 至 平成27年3月6日(金)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	210,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	300,000株	634,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.mimaki.co.jp/>)

(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 平成27年3月6日(金) 至 平成27年3月9日(月) (注)1.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	みずほ証券株式会社 及びその委託販売先 金融商品取引業者の 本店並びに全国各支 店及び営業所		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成27年3月13日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成27年2月20日（金））現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成27年3月13日（金）に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年2月20日（金）の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成27年3月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月23日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2.）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1．本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 300,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成27年3月25日（水） |
| (6) 払込期日 | 平成27年3月26日（木） |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年3月2日(月)の場合、「平成27年3月5日(木)から平成27年3月23日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、「平成27年3月6日(金)から平成27年3月23日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、「平成27年3月7日(土)から平成27年3月23日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合、「平成27年3月10日(火)から平成27年3月23日(月)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である田中芳子、藤田正秋及び小林久之並びに当社株主である株式会社池田ホールディングス、有限会社田中企画、田中規幸及び池田明は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.mimaki.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年2月21日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年3月2日から平成27年3月5日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

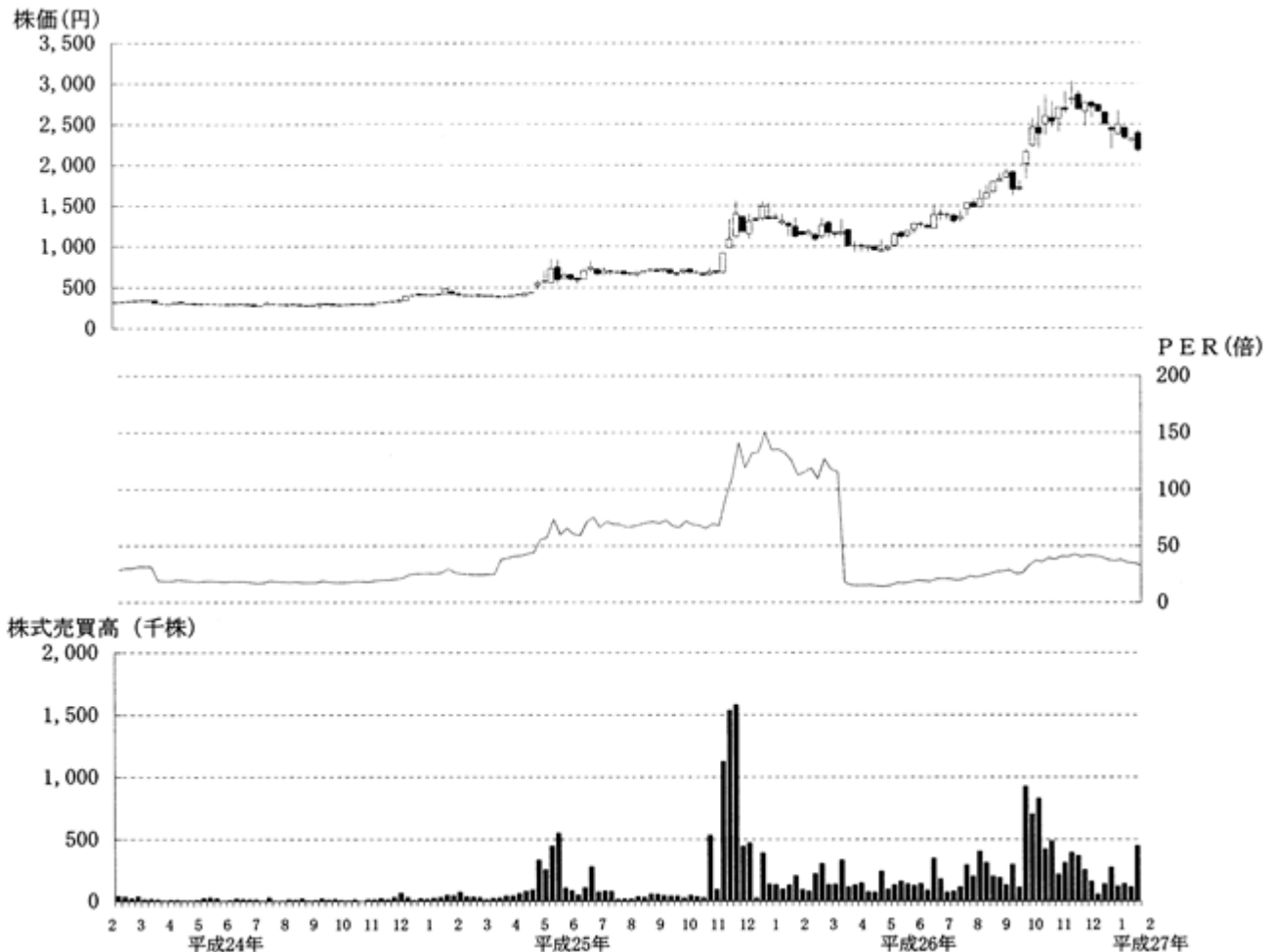
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年2月20日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所（ ）における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）並びに平成25年7月16日から平成27年2月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日より株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



（注）1．当社は、平成24年4月1日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2．乃至4．に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成24年4月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を200で除して得た数値を株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

週末の終値については、平成24年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を200で除して得た数値を週末の終値としております。

平成24年2月20日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年2月13日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高について、平成24年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に200を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年8月20日から平成27年2月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社				658,100	4.73
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)	平成26年10月31日	平成26年11月7日	大量保有報告書 (注)1.	45,100	0.32
大和証券投資信託委託株式会社	平成26年11月14日	平成26年11月20日	変更報告書	558,400	4.01

(注)1. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)は共同保有者とされております。

2. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月10日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年2月10日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

以下において、当社及び当社グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 競合等について

当社グループの主力製品である業務用インクジェットプリンタは、国内外メーカーとの競争が激化してきており、今後の市場拡大に伴い新規競合企業が台頭してくる可能性があります。

当社グループといたしましては、現時点においては、当社グループ製品に技術面、品質面等の優位性があると認識しておりますが、今後においても、同様の優位性を確保できる保証はありません。競合等によって、当社グループ製品の競争力が低下し、価格低下圧力に晒された場合、あるいは新規参入により当社グループの市場シェアが低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品開発について

当社グループは、顧客ニーズの多様化、当社グループ製品によるお客様からのコスト削減等の要望に対応するため、開発体制強化を経営上の重要課題としております。一方、新製品開発に際しては、試作部材、労務等の支出が生じるため、開発期間は研究開発費が増加することになります。これらの新製品開発に係る費用増加は、新製品発売期と異なる場合が多く、当社グループの経営成績及び財政状態の変動要因となっております。さらに、当社グループの計画どおりに新製品開発が進捗せず、研究開発費の増加、既存製品の陳腐化等に伴う売上高の減少等が生じた場合、発売した新製品の売上高が計画に達しない場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定市場に対する依存度について

当社グループの売上高のうち、主力のインクジェットプリンタを中心に屋内外の標識、表示、ディスプレイ等に係るSG市場への売上が当連結会計年度54.9%、前連結会計年度59.7%を占めております。当社グループといたしましては、工業製品等の製造現場向けのIP市場やテキスタイル捺染向けのTA市場の売上比率を高め、SG市場に並ぶ第2、第3の柱とするべく、新製品開発、用途提案、営業展開等を行っておりますが、売上構成を大きく変えるまでには至っておりません。

従いまして、SG市場の動向によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料の調達状況及び価格変動について

当社グループの製品は、プリントヘッド、電装部品、機構部品等の原材料から構成されております。原材料の調達にあたっては、多数の仕入先からの購買を心掛けておりますが、プリントヘッドなど少数の特定メーカーに調達先が限られた原材料については、何らかの要因により現仕入先からの調達が困難になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当連結会計年度の当社製造費用に占める材料費の割合は57.0%となっており、これらの価格は、市況動向等の影響により変動しております。当社グループは見込み生産の形態であり、新製品の生産開始期においては販売量の予測が困難であるため、材料も保守的に発注せざるを得ず、相対的に原価率が高くなる傾向にあります。そのため、設計段階における部品の共通化、点数削減、作業効率化等により原価の抑制に努めておりますが、当社グループが想定した以上に急激に原材料価格が上昇し、販売価格に転嫁できない場合、もしくは新製品の販売数量が計画どおりに伸長せず、原価が低減しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥について

当社グループでは、品質には十分留意し各種製品の製造を行っておりますが、これらの製品について品質上の問題が全く発生しないという保証はありません。当社グループは、製造物責任賠償保険に加入しておりますが、最終的に当該保険の補償限度内で補償額を十分にカバーできるという保証はありません。また、製品に不具合が発生し、その対応に設計・開発部門があたった場合には、当社グループの製品開発計画に影響が生じる可能性もあります。

従いまして、重大な品質上の問題が発生した場合には、当社グループの信用力低下、補償、製品開発遅延の発生等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外における事業展開について

海外情勢の影響について

当社グループの海外市場における売上高の割合は、当社グループの売上高のうち当連結会計年度74.0%、前連結会計年度69.6%を占めており、また、当連結会計年度の海外生産比率は30%を超えました。今後においても、新製品の市場投入、販売網の拡大等、積極的に海外市場の売上高拡大を図っていく方針であり、海外での生産高も増加していくものと見込んでおります。

従いまして、国内のみならず主要な海外市場における経済情勢の悪化、競合激化、移転価格税制を含めた税制等、重要な問題が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新興国市場での事業について

今後、経済成長と市場規模の拡大が見込まれる新興国市場においては、法規制や金融情勢の変化、社会的、政治的リスクなど地域特性によるビジネス上のリスクが多岐にわたり存在しております。

従いまして、当該市場において、市場動向を的確に見極められない場合や販売先との良好な取引関係が維持できない場合は、事業拠点設立のために支出した投資額の回収が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスクについて

当社グループは、中国の製造子会社でのインクジェットプリンタとインクの量産や、海外からの調達比率を高めることで円高への対応を図っております。また、為替予約等を行うことにより為替リスクの低減にも努めておりますが、為替変動の影響を完全に排除することは困難であります。

従いまして、当社グループの想定を超えて急激に為替が変動した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 金利変動リスクについて

当社グループは、主に金融機関からの借入金等によって、設備資金及び運転資金の一部を調達しており、有利子負債依存度は当連結会計年度末37.8%、前連結会計年度末38.1%となっております。

従いまして、急激に金利変動等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権について

当社グループは、他社と差別化できる技術とノウハウの蓄積に努めており、自社が保有する技術等については特許権等の取得による保護を図るほか、他社の知的財産権に抵触しないようリスク管理に取り組んでおります。

しかしながら、第三者が当社グループの保有する知的財産権を使用し類似製品を製造することを完全に防止できない可能性があります。また、当社グループにて従来から販売している製品や今後販売する製品が、第三者の知的財産権に抵触する可能性や、当社グループが認識していない特許権等が成立することにより、当該第三者より損害賠償等の訴訟を起こされる可能性もあります。

これらの要因により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制等による影響について

当社グループは、国内においては、製造物責任法、輸出貿易管理令等の規制を受けているほか、事業展開する各国においては、CEマーキング、電気電子機器の特定有害物質使用規制等、様々な規制の適用を受けております。

これらの規制を遵守できず当社グループの活動が制限された場合、規制改正や新たな規制適用による対応のため当社グループのコストが増加した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 中国生産比率の向上について

第37期より中国浙江省の御牧噴墨打印科技(浙江)有限公司(以下、浙江御牧)でのインクジェットプリンタ及びインクを量産しており、当連結会計年度の海外生産比率は30%を超えました。当社グループといたしましては、今後も中国を中心に海外生産比率を高めつつ、コストダウンの強化や為替変動リスクの回避等各種のリスク分散を進めてまいりますが、中国においては、当社グループの事業展開に関係する諸法令、規制、税制等の変更や、社会・政治及び経済状況の変化等、浙江御牧の生産活動に影響を及ぼす、不可避のリスクが存在しており、今後、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ミマキエンジニアリング本社
(長野県東御市滋野乙2182番地3)
株式会社ミマキエンジニアリング 東京支社
(東京都品川区北品川五丁目9番41号TKB御殿山ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。